

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	特定粉じん排出等作業の作業実施基準等適合命令等	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の11、第111条第4項第11号	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	<p>特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準又は工事施工境界基準を遵守していないと認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きをとることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	